

大野城市犯罪被害者等支援条例（案）

令和 年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- （4） 関係機関等 国、地方公共団体、その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （5） 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

（基本理念）

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- （1） 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われるべきものであること
- （2） 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況

に応じて適切に行われるべきものであること

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すために必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われるべきものであること

(4) 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるべきものであること

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談及び情報の提供等その他この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切なサービスの利用につながるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、広報及び啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、次に掲げる場合においては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他当該被害につき犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。